



未熟児養育医療

<未熟児養育医療とは>

出生時の体重が 2,000g 以下または身体の発育が未熟なまま出生した子どもで、指定養育医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。

給付の対象となる医療は、健康保険法で対象とする医療(診察・薬剤または治療材料の支給・医学的処置、手術及びその他の治療等)です。

世帯の所得に応じて一部自己負担金が生じますが、未熟児養育医療申請時に「子ども医療費助成制度に関する委任状兼同意書」を提出していただくことで、この一部自己負担金を保護者に請求することなく、子ども医療費助成制度から充当しますので、結果的に全額が公費負担となります。

【対象者】

伊豆の国市に住民登録がある乳児で、指定養育医療機関において入院治療を受けている、出生時体重が 2,000g 以下、または身体の発育が未熟なまま出生した 1 歳未満の子どもで、医師が入院養育を必要と認めた子ども。(2,000g を超える乳児であっても、身体の発育が未熟であるために現れる症状等があり、医師の意見書があれば対象となります)

【申請方法】

入院治療を受けている病院から「養育医療意見書」を受け取り、すみやかに手続きをしてください。

持ち物

- ① 養育医療意見書(病院から受け取る)
- ② 対象となる子どもの健康保険証(手続中の場合はその証明書)
- ③ 世帯全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書
- ④ 申請者の本人確認資料(運転免許証等)

※ 1～6月申請は前年度市民税額、7～12 月申請は当該年度市民税額により自己負担額を決定します。基準日に伊豆の国市にお住まいの方で、未申告の場合は申告が必要になります。

【申請の流れ】

必要書類を市に提出します



市から「養育医療券」が郵送されます



「受領書」に記入押印し、市に返送します



「養育医療券」を医療機関窓口で提示します

【問合せ・申請場所】

伊豆の国市役所 市民環境部 市民課

〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1 Tel.055-948-2901

令和 5 年 4 月以降はこちら ↓ ↓ ↓

健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課

〒410-2396 伊豆の国市田京 299-6 Tel.0558-76-8008

